

「山口県有機農業推進計画(案)」に対し提出された意見とそれに対する県の考え方について

- 1 意見募集期間 令和3年3月26日(金)から令和3年4月26日(月)まで
- 2 意見の件数 5人 47件
- 3 意見の内容と県の考え方

【内容に関するもの】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	<p>有機農業を促進するに当たっては、促進体制を十分に確立することが成否の鍵となる。体制づくりの第一歩として、県を数ブロックに分け、JAが技術指導の中心となって推し進めることが一番現実的と思う。</p> <p>この場合、JA内に有機農業に精通した専門家を育成する必要があるが、県の支援で10年程度かけて専門家を養成するなどの長期的な見通しに立った計画策定が求められる。</p> <p>現状では、県内に有機農業の専門家(指導者)はほとんど見当たらない。</p>	<p>有機農業に係る技術指導については、県農林(水産)事務所や農協等の関係機関が連携して行っており、今後もこうした取組を継続していくこととしていることから、原案のとおりとします。</p>
2	<p>有機農業は土作りが重要な鍵となるが、有機農業は微生物の力を借りて植物を育てるため、微生物の餌となる有機物を適量与え、土作りを行う必要がある。</p> <p>特に、その地域で廃棄される有機物を積極的に活用し、遠方からの有機物の流入を低減するなど地産地消を念頭に、土壌分析指標(腐植物質・地力窒素・微生物数等)を明確にし、土壌診断に基づく土壌改良を進める必要がある。</p> <p>土壌分析等(含微生物分析)を行えば、分析コストが高くなり、土壌診断まで行うには農家の負担が増し、土壌診断の導入が難しいことが現状であり簡便で安価な土壌診断方法確立する必要がある。</p> <p>また、土壌改良に使う堆肥類も安価</p>	<p>本計画では、国の試験研究機関等と連携しながら新たな研究成果等の情報収集を行うとともに、試験研究機関が開発した技術を有機農業関係団体と連携して、現地での実証普及に取り組むことで、有機農業の推進を目指すこととしています。</p>

	<p>なものが求められるが、そのためには県内数カ所に堆肥場を整え、機材をレンタル等で安く提供できる体制を整え、農家の人が比較的簡単に独自の堆肥を製造できる体制づくりが必要である。</p> <p>慣行農業で重視された科学性だけでなく、物理学的・生物学的な土壌改良方法の指導も重要な鍵となる。特に、中山間地では耕作放棄地や休耕田が増えているが、これらを通常の畑や水田に転換する場合の技術的な指導も重要となる。</p>	
3	<p>有機農業を確実に推進するためには優れた指導者が必要であるが、有機農業の専門家を揃えることは容易なことではない。そこで、県立農業大学校等に有機農業の講座や有機農業塾を設置し、専門講師は全国から定期的に招聘し、有機農業への新規就農者を1.5年程度掛けて教育する制度を設けてはどうか。</p>	<p>県立農業大学校では、有機農業を志向する学生や社会人に対して、技術や経営に関する指導を行うとともに、有機等に係る認証制度や天敵を利用した総合的な病害虫防除など、将来の有機農業への取組に活用できる講義を実施しており、今後もこうした取り組みを継続していきます。</p>
4	<p>新規就農者の受け入れには既存の制度を活用し、資金面の後押しをする必要があるが、それと同時に県外から有機農業の就農者を呼び込むには、地域住民との融合が不可欠となるため、市町村が率先して地元住民との仲立ちをし、空き家等の斡旋に積極的に努める必要がある。</p>	<p>新規就農者の中で、有機農業の実践的な研修を希望する方に対しては、有機農業関係団体とのマッチングを図るとともに、市町村等の関係機関と連携しながら新規就農者の確保に向けた支援にも、引き続き、取り組んでいきます。</p>
5	<p>有機農業の生産者にとっての課題は、生産物の適正価格での販売ルートの確保が難しいところにある。最近では一般のスーパーでも有機農産物置場を設けているところもあるが、学校給食や老人ホーム・福祉施設等への販売ルートの開拓、あるいは顔の見える対面販売の場所の確保などのシステム作りに市町も積極的にかかわる必要がある。</p>	<p>販売ルートの開拓等については、市町や生産者団体等と連携して、「食育」、「地産・地消」、「農業体験研修」等を通じた消費者との相互理解を深めるための自主的な取組を支援することとしています。</p>

	<p>る。</p> <p>障害者や高齢者に働ける場の提供として農福連携が提唱されているが、高齢者や福祉施設の人達と一緒に農業を行うのであれば、無農薬・無化学肥料に近い形での農業が求められ、有機農業が新たな雇用の創設の場となる可能性がある。</p>	
6	<p>国の有機農業の推進に関する基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）には、「近年、有機農業が生物多様性保全や地球温暖化防止等に高い効果を示すことが明らかになってきており」とある。生物多様性保全や地球温暖化防止は、近年、世界はいうまでもなく国内的にも重要な課題となっている。有機農業にその高い効果があるとのエビデンスが明らかにされてきているところでもあり、計画(案)「第1 有機農業の推進に関する方針」の中に、国の基本方針の表記と同様、有機農業の果たす役割として明示してほしい。</p>	<p>本計画においては、「有機農業は農業の自然循環機能を大きく増進し、農業生産に由来する環境への負荷を低減することや、その取組拡大は農業施策全体及び農村における国連の持続可能な開発目標(SDGs)の達成にも貢献すること」など、国の基本方針の内容を記載しており、原案のとおりとします。</p>
7	<p>国の基本方針では、「国内における有機農業の取組面積は、2017年(平成29年)には約23.5千haとなっており、需要見通し等を踏まえ、2030年(令和12年)には63千haとすることを施策目標とする」とある。2017年(平成29年)に対してではあるが、約2.68倍となっている。</p> <p>それに対して計画(案)「第2 目標及び推進期間」では、「有機農業の取組面積は、130ha(令和元年度(2019年度))に対して200ha(令和12年度(2030年度))」となっている。令和元年度(2019年度)に対して約1.54倍であり、国の目標に対して余りに低いのではなか。国並みの伸び率とし、350ha(令和12年度(2030年度))を施策目標とされては</p>	<p>本計画では、平成29年度(2017年度)の本県有機農業の取組面積の全国シェアを参考に、総合的に判断して目標面積を設定しており、原案のとおりとします。</p>

	<p>いかがか。山口県の農業は全国的に見て遅れており、このくらいの意気込みが必要なのではないかと考える。</p>	
8	<p>計画(案)「第3の1(1) 技術の確立」では、「農林総合技術センターにおいて、〈中略〉有機農業を支える技術の確立等に努めます」とあるが、具体的などのようなセクション(例えば担当する課など)を設け、有機農業を支える技術の確立等に努められるのか。</p>	<p>有機農業関係団体等のニーズを踏まえ、国の試験研究機関等と連携しながら、現行の農林総合技術センターの体制の中で取り組んでいきます。</p>
9	<p>計画(案)「第3の2 担い手の育成」では、「農業大学校において、学生や社会人研修生のニーズに応じて、実習を通じた有機栽培技術の習得の支援に努めます」とあるが、有機栽培技術の習得の支援をされる教員などは、採用される計画はあるのか。</p>	<p>農業大学校では、有機農業を志向する学生や社会人に対して、技術や経営に関する指導を行うとともに、有機等に係る認証制度や天敵を利用した総合的な病虫害防除など、既に、将来の有機農業への取組に活用できる講義を実施しており、今後こうした取り組みを継続していきます。</p>
10	<p>計画(案)「第3の2 担い手の育成」では、「農林(水産)事務所において、市町等と連携し、有機農業を希望する者のニーズに応じて栽培技術や経営等に関する指導に努めます」とあるが、有機農業希望者が農林(水産)事務所の窓口で、有機農業は経営上難しいので止めておいた方がいいといった指導を受けるといった話を聞く。今後は改善される方向にあるのか。</p>	<p>農林(水産)事務所では、関係機関と連携して、就農計画の策定から各種支援制度の活用や栽培技術について、助言・指導を実施しています。</p> <p>今後とも、有機農業生産者で組織する団体等を通じて、豊富な栽培経験や販売ノウハウを有する先進的な農業者を紹介するなど、技術・経営の両面から支援していきます。</p>

<p>11</p>	<p>計画(案)「第3の3(1)組織的な取組支援」では、「市町や生産者団体等と連携して、有機農業関係団体が必要な種苗等の維持・確保を図るための技術的な取組や食育、地産・地消、農業体験研修等を通じた消費者との相互理解を深めるための自主的な取組を支援します」とあるが、県としての具体的な支援について、どのようなことを考えているのか。また市町への支援、指導は、どのようなことを想定しているのか。</p> <p>また、国の基本方針では、「地方公共団体や農業団体等と連携し、『有機の里づくり』などの産地づくりを推進することが重要である」とあるが、「有機の里づくり」などの産地づくりのためのモデル事業などは、実施されないのか。</p>	<p>市町や生産者団体等と連携して、有機農業関係団体の要望により種苗増殖等の技術的な相談対応を行うとともに、必要によって、有機農業関係団体が取り組む消費者交流会の開催等を後援することなどを考えています。</p> <p>産地づくりのためのモデル事業などの実施については、有機農業関係団体の意向、計画を基に、市町、生産者団体等と連携して検討していきます。</p>
<p>12</p>	<p>計画(案)「第3の3(2)研修の実施」では、「有機農業関係団体が、有機農業に係る栽培技術や各種制度等の知識を習得する研修を実施できるように支援します」とあるが、有機農業関係団体が独自に実施する研修会への支援はどのようなことを考えているのか。また、有機農業関係団体や参加者への要件といったものは、どのようなことを想定しているのか。</p> <p>国の基本方針では、「都道府県において、国際水準の有機農業の取組や有機JAS 制度等について、農業者に指導及び助言を行うことのできる指導員の育成や、指導員による現地指導、手引きの作成等生産現場における普及指導体制の整備が進むよう必要な支援に努める」とあるが、「生産現場における普及指導体制の整備」について、県としては、どのように対応しようとしているのか。</p>	<p>これまで、有機農業関係団体から要望のあった団体が独自に実施する研修会の後援などを行っています。</p> <p>また、生産現場における普及指導体制の整備については、これまでも農林(水産)事務所において各地域の環境条件等に応じた栽培技術、経営、各種制度等に関する相談対応等に取り組んでおり、今後も普及指導員の技術向上を図るため国の研修等の受講を進め、引き続き、普及指導体制の整備を進めます。</p>

13	<p>計画(案)「第3の3(2)研修の実施」では、「有機農業の実践的な研修を希望する者と有機農業関係団体とのマッチングを図ります」とあるが、具体的には、どのような方法によりマッチングを図ろうと考えているのか。</p>	<p>市町や農業関係団体と連携して、研修受け入れ意向を示す有機農業関係団体とのマッチングに取り組んでいきます。</p>
14	<p>計画(案)「第3の5 地産・地消を核とした需要拡大」では、「学校、保育所等における食育との連携など、有機農業に係る情報の受発信を進め、有機農業者と消費者の相互理解を促進します」とあるが、具体的にはどのような取組を考えているのか。第四次食育推進計画を踏まえ、学校教育とも連携した啓発活動を計画に盛り込んでもらえないか。具体的には、有機農作物の給食での利用促進はもちろん、是非、有機農業体験を学習の機会として実施するという点についても計画に盛り込んでほしい。</p>	<p>学校給食における有機農産物利用については、有機農業関係団体等の協力により、地域や学校単位で地元野菜が利用される事例があるなど、学校教育と連携した取組を進めているところであり、今後とも、市町等での取組について、農林(水産)事務所が中心に支援することとしており、原案のとおりとします。</p>
15	<p>県内の市町の有機農業推進計画の策定を促進することを強く要望する。</p>	<p>本計画では、市町における有機農業推進計画策定を促進することとしています。</p>
16	<p>「第2目標及び推進期間」について、環境保全型農業直接支払交付金の取組及びエコやまぐち100の取組面積に対して、この度の計画(案)では有機JASを加えている。それにより、令和元年度の取組面積が99.5ha→130haとなっている。しかし目標面積が同様の200haとなっているのはなぜか。</p>	<p>目標面積については、前計画ではエコ100と有機JAS面積を対象とし100haとしていましたが、本計画では、幅広く有機農業の取組を反映するため、環境保全型農業直接支払交付金の有機農業の取組も対象に加え、総合的に判断して目標面積を200haとしています。</p>
17	<p>「第3推進の方策」について、農林総合技術センターに有機農業専攻課程を設け、有機農業の担い手育成の拠点とし、県内各地の先進農業者や関係者との連携や協力の下、知識・技術の習得をはじめ就農準備や意欲の形成を支援することにより、次世代の担い手の育成に取り組むこと。</p>	<p>農業大学校では、有機農業を志向する学生や社会人に対して、技術や経営に関する指導を行うとともに、有機等に係る認証制度や天敵を利用した総合的な病虫害防除など、将来の有機農業への取組に活用できる講義を実施しており、今後ともこうした取り組みを継続していきます。</p>
18	<p>本計画(案)について素晴らしい計画</p>	<p>本計画では、市町に対して、国制度の活</p>

	<p>だと拝見した。</p> <p>この計画(案)を具体的に進めていく上で、山口市をモデル地区に指定して県と市が共同でビジョンを作ることを希望する。</p>	<p>用促進や有機農業の取組の意識情勢を図るとともに、市町における有機農業推進計画の策定を促進していきます。</p>
19	<p>具体的数値で今までの県の「有機農業推進」実態／推移を明示すべきと考える。</p>	<p>有機農業の推進に関する法律において、都道府県は国の基本方針に即し、推進計画を定めるよう努めることとされていることから、本計画は、国の基本方針に即して策定しており、原案のとおりとします。</p>
20	<p>【目標】有機農業の取組面積」として、現状取組面積(見込み)と目標取組面積が明示されているが、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの有機農業取組面積推移</li> <li>・有機農業取り組み面積の内訳(地域別、品目別等)</li> <li>・県内農業面積における当該取組面積の比率等必要な数値の明示がなく、当該目標が適切妥当かの判断が全くできない。</li> </ul> <p>上記内容明示が必要と考える。</p>	
21	<p>【目標】には、「取組面積」だけではなく「(品目別)出荷額」や「全出荷額に占める割合」等々も設定すべきと考える。</p>	
22	<p>「施策方針や社会情勢の変化に伴い、必要に応じて中間評価を行います。」とのことだが、当該計画(案)の推進／実行母体や、計画進捗状況確認の実施期間も明示がない。</p> <p>上記内容明示が必要と考える。</p>	
23	<p>「需要拡大」の記載があるものの、「従業員に食事を提供している県内企業」に対する記載が全くない。上記内容を計画(案)に明示すべきと考える。</p>	
24	<p>有機農業の持続的実施の為には、林業漁業酪農、食品生産業、流通業、他県内企業等との連携(主に廃棄有機物の肥料化他)が必要と思うが、その記載が不足していると感じる。</p>	
25	<p>「表示の普及」が進んでも「表示の内</p>	<p>いただいた御意見は、今後の施策推進の</p>

	容の理解」も必要と感じる。	参考とさせていただきます。
26	<p>「第3 推進の方策」に、行政としての資金面援助の記載が見当たらないと認識している。</p> <p>有機農業について、行政の資金面の有無、あるいは現存資金援助施策の広報実施を明示すべきと考える。</p>	環境保全型農業直接支払交付金の活用等については、市町と連携して情報提供に取り組んでおり、原案のとおりとします。
27	<p>有機農業実施には周辺環境も重要と考える。</p> <p>「有機農業可能地域」を行政として明示すべきと考える。</p>	有機農業の推進にあたっては、有機農業関係団体や市町及び生産者団体等と連携して推進することとしており、原案のとおりとします。
28	<p>当該計画(案)は国の施策の影響を強く受けるものと感じますが、「国に対して意見する」という点の記載が欠けていると感じる。</p> <p>「県行政として、或いは県行政の参加する組織(例&lt;あくまで例&gt;:知事会)を通じて、場合によっては県民・県内団体からの意見聞き取り意見募集実施の上国施策にお適宜意見する」、といった内容を追加すべきと考える。</p>	本計画は、あくまでも本県有機農業の実態等を踏まえた対応方向等を示すものであり、目標達成等に向けて、国に対する意見等が必要な場合は、具体的な施策提言等を通じて行っていくこととしており、原案のとおりとします。
29	地方公共団体における農業専門職の公務員は県の職員さんだけです。山口県独自のエコやまぐち農産物認証制度を全国に先駆けて創設されたことでもあり、山口県全体の農業とりわけ有機農業のあり方について、気概と責任を持って推進してもらいたい。	いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
30	計画を策定して終わりではなく、政策目標を定め、どのような具体的な施策を決定・推進し、逐次、進捗状況を公表するといった姿勢が、行政に求められている。そのための実施計画(実行計画)の策定も併せて検討するようお願いする。さらに県民参加で施策を点検する態勢づくりについても検討をお願いする。	



31	有機農業に取り組みたいとする若い就農希望者の夢が実現するよう、有機農業に関する情報収集と有機農業団体との連携に心掛けるようお願いする。	
32	「国際水準以上」とまでは言わないものの、山口県の有機農業を全国レベルまで押し上げるような「山口県有機農業推進計画」となることを希望する。併せて折角、策定する計画であり、市町やJAをはじめ県民への周知についても、尽力をお願いする。	
33	国では、「有機農業を活かして地域振興につなげている地方公共団体の相互の交流や連携を促すためのネットワーク構築を推進」するために「有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク」を立ち上げている。山口県内では、宇部市だけ会員になっているが、山口県は会員にならないのか。	本年度から、サポート会員として当該ネットワークに参加したところです。
34	複数回「有機農業関係団体」「有機農業関係団体等」の記載があるが、計画（案）としての現時点の対象「関係団体」を明示すべきと考える。 「生産者団体等」の記載があるが、計画（案）として現時点の対象「団体」を明示すべきと考える。	本計画策定にあたっては、県内の有機農業に取り組む農業者で構成される複数の団体から意見をお聞かせいただいております。こうした団体を「有機農業関係団体」と記載していることから、原案のとおりとします。

【標記の方法等に関するもの】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	有機農業の推進に関する法律（以下「有機農業推進法」という。）との記載があるが、成立または施行年月明示が必要と感じる。	ご意見を踏まえ、記載します。
2	文中年月表記が一部元号のみの表記となっており、年代把握がしにくくなっている。 年月表記は西暦表記又は元号西暦併記に統一をお願いする。	ご意見を踏まえ、和暦・西暦を併記する標記方法に改めます。

3	<p>文中語句に※をつけての解説があるが、説明必要語句が他にもあると思う。</p> <p>説明語句の精査と記載追加を御願する。</p> <p>&lt;例（あくまで例）&gt;</p> <p>「販売協力店、販売協力専門店、やまぐち食彩店」…何らかの基準があるのであれば基準を明示の上、可能であれば計画（案）作成時点の店舗を明示すべきと考える。</p>	<p>ご意見を踏まえ、説明が必要な用語の解説を記載します。</p>
---	--	-----------------------------------

【パブリック・コメント等に関するもの】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	<p>意見内容を加味した文面の計画（案）とし、再度意見募集実施すべきと考える。</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しています。</p>
2	<p>当件、5頁の内容だが、本来意見提示するには文中の法令・他計画等も確認すべきと考える。又、同時期に県のパブリックコメント／意見募集案件複数見受けらる。さらに、個々ページ意見で前述しているが記載に不備不足見受けられる。</p> <p>このような内容で県民からの意見募集を1回1ヶ月で済ませるのは期間不足記載不備で不適切と感じる。</p>	<p>意見募集の時期・期間は、本計画の策定過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。</p>
3	<p>期間延長または意見反映しての「素案」再提示の際に意見募集が必要と考える。</p>	
4	<p>県行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例がある、と記載している。</p> <p>「県民＝主催者」からの「期間不足記載による意見募集の期間延長／再実施」の要請を断るのであれば、その具体的理由を明示願う。</p>	

	<p>(「県の条例に則って(1ヶ月)実施している」と言うのは、上記の通り内規に定める期間を大幅に超過して対応している事例があるので返答に値しないと考える。)</p>	
5	<p>今回の意見募集の広報・記事扱いが実際どの程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「県のホームページ=県行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」ではなく、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたのか『具体的(媒体・記載日、大きさ)』に提示願う(記事の場合は把握している範囲内をお願いする)。</p>	<p>本パブリックコメントは、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告(3月31日の山口新聞、中国新聞、宇部日報「山口県からのお知らせ」)により広報に努めました。</p>
6	<p>今回の意見募集は、新聞広告「山口県からのお知らせ(山口県広報)」(新聞下4-5段広告)には掲載無かった(別途単独で小さい新聞広告があった)と認識している。</p> <p>新聞記載「山口県広報」に当件不記載の理由を明示願う。</p>	
7	<p>今回の案件を含め、県広報や「山口県からのお知らせ」に個々のパブリック・コメント/県民意見募集についてや、パブリック・コメント/県民意見募集全般に関する記事が殆どまたは一部しか掲載されていない理由を明示願う。(パブリック・コメントの広告を小さく掲載するよりも、紙面を広く取る「山口県からのお知らせ」の項目の1つとする方が明らかに県民の目の留まると思われる。</p> <p>「個別の(小さい)広告を新聞に掲載した」と言うのは、「県民により広報の効果があるだろう所に記事を掲載していない理由」にならないと考える。</p> <p>県広報では「意見募集実施:実施案</p>	

	件等については県ホームページを御覧願います」の一文掲載でもすべきでは、と感じる。)	
8	前述各意見に対する返答と、意見送付県民数・意見数より、今回の当該パブリック・コメント／県民意見募集についての広報が十分になされたかどうか、判断を明示願う。	意見提出者5名から意見47件が寄せられたことから、広報は一定の効果があったと考えます。
9	「意見募集の結果（人数・件数）の明示」ではなく、「広報が十分／適切だったかどうか」（十分・不十分）を明示願う。	
10	当件の内容、地域性専門性の高いものもあると考える。計画決定・具体的施策の際には、県民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家・各自治体からの直接の意見聞き取り等の実施をお願いする。	本計画策定にあたっては、県内の有機農業に取り組む農業者で構成される団体や有識者、生産者団体等から広く御意見をお聞きしています。